

甲府市上下水道事業経営戦略「第5次戦略推進計画」における持続可能な開発目標（SDGs）の推進について

甲府市では、全庁をあげて「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を推進しています。
 SDGsに掲げる目標は、「甲府市上下水道事業経営戦略」の目指す目標と方向性が同一であることから、「第5次戦略推進計画」の着実な推進を実施するとともに、水道事業（13施策）・下水道事業（11施策）においてSDGs達成に向けた取組として位置付けました。
 なお、SDGsは国連で採択された地球規模の内容であるため、ゴール及びターゲットは関連性があると考えられる項目を記載しました。

【水道事業（13施策）とSDGsのゴール及びターゲットの対応について】

| 経営方針 | 施策 | SDGs キーワード | SDGs ゴール | SDGs ターゲット | 重要業務指標 (KPI) | | |
|---------------------|------------------------|------------|----------------------|------------|--|---------------------------|-----------|
| | | | | | 指標 | 2027年度目標値 | |
| 1 安全でおいしい水道 (安全) | (1) 水源保全の推進 | 水源保全 | 15 陸の豊かさを守ろう | 15.2 | 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 | 水源保全活動の参加者数 (人) | 750 |
| | (2) 水質管理の充実 | 水質管理 | 14 海の豊かさを守ろう | 14.1 | 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 | 平均残留塩素濃度 (mg/l) | 0.10~0.35 |
| | (3) 給水装置等の安全管理の推進 | 安全管理 | 6 安全な水とトイレを世界中に | 6.1 | 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。 | 貯水槽水道指導率 (%) | 100.00 |
| 2 災害に強くしなやかな水道 (強靱) | (1) 危機管理対策の強化 | 危機管理対策 | 11 住み続けられるまちづくりを | 11.5 | 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 | 災害対策訓練実施回数 (回) | 9 |
| | (2) 管路・施設の更新及び耐震化の推進 | 耐震化推進 | 13 気候変動に具体的な対策を | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応力を強化する。 | 管路の耐震管率 (%) | 24.50 |
| 3 将来に繋げる水道 (持続) | (1) 経営基盤の強化 | 経営基盤強化 | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。 | 経常収支比率 (%) | 100.00以上 |
| | (2) 広域連携の推進 | 広域連携 | 17 パートナリシップで目標を達成しよう | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | — | — |
| | (3) 有収率の向上 | 有収率向上 | 12 つくる責任つかう責任 | 12.2 | 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 | 有収率 (%) | 86.50 |
| | (4) 技術・経営ノウハウの継承 | ノウハウ継承 | 4 質の高い教育をみんなに | 4.4 | 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 | 研修時間 (時間) | 27.00 |
| 4 お客様満足度の高い水道 (信頼) | (1) 親しみやすく、わかりやすい情報の提供 | 情報提供 | 12 つくる責任つかう責任 | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。 | 水道水の安定供給についての市民満足度 (ポイント) | 3.33 |
| | (2) お客様の利便性の向上 | 利便性向上 | 6 安全な水とトイレを世界中に | 6.1 | 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。 | — | — |
| 5 環境に配慮した水道 (環境) | (1) 環境保全への貢献 | 環境保全 | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 7.2 | 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 | 取水・浄水・配水施設の年間電力使用量 (kwh) | 4,232 |
| | (2) 効率的な水運用 | 効率的な運用 | 6 安全な水とトイレを世界中に | 6.a | 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的な利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 | — | — |

【下水道事業（11施策）とSDGsのゴール及びターゲットの対応について】

| 経営方針 | 施策 | SDGs キーワード | SDGs ゴール | SDGs ターゲット | 重要業務指標 (KPI) | | |
|-----------------------|------------------------|------------|----------------------|------------|---|----------------------------|----------|
| | | | | | 指標 | 2027年度目標値 | |
| 1 災害に強く快適な下水道 (安全・強靱) | (1) 危機管理対策の強化 | 危機管理対策 | 11 住み続けられるまちづくりを | 11.5 | 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 | 災害対策訓練実施回数 (回) | 5 |
| | (2) 管路・施設の耐震化の推進 | 耐震化推進 | 13 気候変動に具体的な対策を | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応力を強化する。 | 処理場・ポンプ場施設の耐震化率 (%) | 73.10 |
| | (3) 汚水管さよの整備 | 施設整備 | 6 安全な水とトイレを世界中に | 6.2 | 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 | 人口に対する普及率 (%) | 96.97 |
| | (4) 公共用水域の水質保全の推進 | 水質保全 | 3 すべての人に健康と福祉を | 3.9 | 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 | 公共下水道の水洗化率 (%) | 99.06 |
| 2 将来に繋げる下水道 (持続) | (1) 経営基盤の強化 | 経営基盤強化 | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。 | 経常収支比率 (%) | 100.00以上 |
| | (2) 効果的な改革 | 効果的改革 | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 9.4 | 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | 管さよ改善率 (%) | 0.30 |
| | (3) 有収率の向上 | 有収率向上 | 12 つくる責任つかう責任 | 12.2 | 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 | 有収率 (%) | 60.30 |
| | (4) 技術・経営ノウハウの継承 | ノウハウ継承 | 4 質の高い教育をみんなに | 4.4 | 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 | 研修時間 (時間) | 27.00 |
| 3 お客様満足度の高い下水道 (信頼) | (1) 親しみやすく、わかりやすい情報の提供 | 情報提供 | 12 つくる責任つかう責任 | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。 | 生活排水の適正処理についての市民満足度 (ポイント) | 3.29 |
| | (2) お客様の利便性の向上 | 利便性向上 | 6 安全な水とトイレを世界中に | 6.2 | 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 | — | — |
| 4 環境に配慮した下水道 (環境) | (1) 環境保全への貢献 | 環境保全 | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 7.2 | 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 | 処理場・ポンプ場施設の年間電力使用量 (kwh) | 11,445 |

【SDGs達成に向けた進捗管理について】

水道事業（13施策）・下水道事業（11施策）において位置付けたSDGsに関する取り組みの進捗管理は、甲府市上下水道事業経営戦略「第5次戦略推進計画」に基づく各事業を通じて行うため、「第5次戦略推進計画」の進捗管理と一体的に行います。